

# 関ヶ原町水道水質検査計画

## 1. 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される原水及び浄水とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査表のとおりとします。

浄水では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号-イ)については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等(水道法施行規則第15条第1項第3号-イ)の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

## 2. 水道事業の概要

### 1 <関ヶ原町上水道事業>

#### ①平井浄水場

浅井戸から取水ポンプで取水後、前処理、急速ろ過、塩素処理を行った後、給水します。

#### ②藤古川浄水場

浄水場内に設置する取水ポンプで取水後、前処理、凝集沈澱池、急速ろ過、塩素処理を行った後、給水します。

#### ③上の谷浄水場

浄水場内に設置する取水ポンプで取水後、前処理、緩速ろ過、塩素処理を行った後、給水します。

#### ④今須中町浄水場

浄水場内に設置する取水ポンプで取水後、前処理、急速ろ過、活性炭ろ過、塩素処理を行った後、給水します。

<給水状況>

	関ヶ原町上水道
給水区域	関ヶ原町大字 関ヶ原、山中、藤下、松尾、大高、野上、玉、今須

3. 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

	関ヶ原町上水道			
	平井浄水場	藤古川浄水場	上の谷浄水場	今須中町浄水場
原水の汚染要因及び水質状況	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・降雨等による高濁水の発生。 ・クリプトスポリジウム等の発生。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
浄水の水質状況	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	特になし	浄水濁度を0.1以下にする。	特になし	特になし

## 4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別添一覧表に記載。

## 5. 臨時の水質検査に関する事項

水源等で原因不明の変化が生じ異常があると思われた場合には、水質検査を行います。

## 6. 水質検査の方法

毎月検査及び3ヶ月に1回実施する検査並びに1年に1回実施する検査については、岐阜県公衆衛生検査センターに検査を委託して行う。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査した結果は、ホームページに掲載して公表します。

## 8. 関係機関との連携等

① 水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。

また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等、適切に対処します。なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。

② 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。

③ 水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関である岐阜県公衆衛生検査センター及び西濃地域保健所等と連携を図り実施します。

④ 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、西濃地域保健所に情報提供するとともに連携を図り、適切な対処を行います。

⑤ 試料の採取及び運搬方法については、委託先である岐阜県公衆衛生検査センター標準手順書に添って実施します。

⑥ 水質異常時の水質検査についても、岐阜県公衆衛生検査センターとの委託契約の範囲とし、発生時には速やかに検査が行える体制を確保しています。

⑦ 委託先である岐阜県公衆衛生検査センターの検査精度確認のため外部・内部精度管理実施状況及び結果の確認の他、町職員による立入検査を行います。